

6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況

(1) 大気汚染防止法

(平成28年度)

届出種類	区分	ばい煙	揮発性 有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	合計
設置		161 (129)	3 (2)	8 (6)	0 (0)	172 (137)
使用		1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
構造等変更		25 (17)	3 (2)	5 (3)	0 (0)	33 (22)
氏名等変更		—	—	—	—	—
使用廃止		221 (181)	1 (0)	9 (8)	0 (0)	231 (189)
承継		38 (33)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	43 (32)
排出等作業		—	—	—	558 (455)	558 (455)
合計		446 (360)	8 (4)	39 (34)	558 (455)	1039 (835)

(注) ( ) 内は大気汚染防止法施行令13条で定められた市・権限移譲市町村（以下政令市等\*）における件数で内数である。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(平成28年度)

届出種類	区分	大気基準 適用施設
設置		0 (0)
使用		1 (0)
構造等変更		3 (3)
氏名等変更		12 (12)
使用廃止		5 (4)
承継		1 (0)
合計		22 (19)

(注) ( ) 内は政令市等\*における件数で内数である。

(3) 府生活環境の保全等に関する条例

(平成28年度)

届出種類	区分	ばい煙		揮発性有機化合物		一般粉じん	特定粉じん	合計
		ばいじん	有害物質	届出施設(件数)	届出工場等			
設置		8 (5)	34 (30)	60 (54)	0 (0)	127 (105)	12 (8)	159 (122)
使用		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)
構造等変更		5 (4)	17 (12)	15 (9)	2 (2)	20 (10)	1 (0)	45 (29)
氏名等変更		—	—	—	—	—	—	178 (126)
使用廃止		10 (6)	46 (40)	62 (47)	0 (0)	101 (85)	5 (3)	155 (116)
承継		2 (0)	7 (4)	20 (11)	0 (0)	44 (41)	1 (0)	26 (16)
排出等作業		—	—	—	—	—	113 (95)	—
合計		25 (15)	104 (86)	158 (121)	2 (2)	292 (241)	133 (107)	678 (505)

(注) 1 ( ) 内は政令市等\*における件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

\*平成28年度末時点の政令市等は以下のとおり

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法は守口市、和泉市、門真市を含む。